

令和2年第1回養老町臨時会会議録

令和2年第1回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和2年5月11日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認について（養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度養老町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第11 承認第7号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号））
- 日程第12 承認第8号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第28号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第31号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 同意第3号 固定資産評価員の選任同意について
- 日程第18 議案第32号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第33号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 選任第2号 常任委員会委員の選任について
 日程第21 選任第3号 議会運営委員会委員の選任について
 日程第22 選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について
 日程第23 選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
 日程第24 同意第4号 監査委員の選任同意について

(追加日程)

- 日程第1 許可第1号 議長の辞職許可について
 日程第2 選挙第1号 議長選挙について
 日程第3 選挙第2号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議 長 長 澤 龍 夫 新議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	藤 田 勝 彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	問 山 剛
産 業 建 設 部 長 兼 建 設 課 長	大 倉 修	特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也

副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹 中 修	産業建設部 水道課長	近 藤 晴 彦
会計管理者兼 会計課長	田 中 実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教育委員会 生涯学習課長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消防総務課主幹	大 倉 巧	消 防 課 長	三 輪 則 夫
予 防 課 長	坂 口 貴		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西 脇 直 樹	議会事務局書記	稲 川 諭 実 彦
--------	---------	---------	-----------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和2年第1回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

執行においては、吉田消防次長が病氣療養のため欠席し、代わって大倉消防総務課主幹が出席しますので御報告いたします。

ここで、町広報委員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和2年第1回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君を指名します。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、5月8日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長(岩永義仁君) それでは、報告いたします。

5月8日午前9時30分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和2年第1回臨時会の日程等についてであります。

まず会期については、本日の1日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議、6. 議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが1件、専決処分の承認についてが8件、条例の一部改正についてが4件、人事案件についてが1件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算についてが2件、以上計16件であります。

審議方法につきましては、日程第4、専決処分の報告について(損害賠償の額の決

定)については、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告ですので、報告のみを受けること。日程第5、専決処分の承認について(養老町税条例等の一部を改正する条例)から日程第16、養老町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第18、令和2年度養老町一般会計補正予算(第1号)及び日程第19、令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の計14議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。日程第17、固定資産評価員の選任同意については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決すること。

以上のとおり決定しました。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任、監査委員の選任同意であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(長澤龍夫君) 議会運営委員会委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(長澤龍夫君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日と決定いたしました。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度2月及び3月分現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。さらに議会の閉会中に議会改革特別委員会委員及び議会だより編集特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第12条第3項に基づき、その辞任を許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長(大橋 孝君) 改めまして、皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、臨時議会ということで、議員の皆様方には大変お忙しい中を全員の方の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨日、鹿児島県奄美地方が梅雨入りをしたという気象庁の報道発表がございました。

昨年より4日早いということで、これからは、今、大変危惧されております新型コロナウイルス対策に併せて、雨対策も同時に行っていかなければならないと思っております。

まず、新型コロナウイルスに10日現在、午後3時の時点でございますが、全国で1万5,747人が感染され、613人がお亡くなりになられております。御冥福と哀悼の意を表すとともに、現在、病院などで治療をされておみえになります方々の一日も早い回復を願うところでございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について、御報告を申し上げたいと思います。

4月7日に国において新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令され、岐阜県においても非常事態宣言を発出し、さらに4月16日には、国が全国を対象地域と指定したことにより、外出の自粛、施設の使用制限、事業者への休業協力の要請が行われました。

本町におきましても、その都度養老町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催するなど、その対策を講じ、県の要請を踏まえながら小・中学校の休業、こども園の休園、公共施設の休館等を現在5月31日まで延長することとなっております。

なお、町の業務におきましては、時差出勤や在宅勤務の活用に加え、窓口担当課以外の職員で2交代勤務を実施し、また4階大会議室にサテライトオフィスを設けるなど、感染防止を図るとともに、継続的な執行体制の確保に努めておるところでございます。

また、町民の皆様への外出自粛に関する協力依頼につきましては、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、また状況に応じて防災行政無線での放送を毎日数回実施するなど、呼びかけを強化しているところでございます。

この5月4日には、緊急事態宣言が5月31日まで延長することが決定されましたが、9日の県とのテレビ会議で、段階的に緩和をする際の岐阜県としての独自の基準指標が発表されました。新規感染者の状況や医療提供体制への負荷の状況を加味した5つの定量的指標に加えて、1週間単位の動向と感染者の地域分布、隣県の状況、検査体制の状況などを踏まえ、総合的に判断するとされており、具体的な出口戦略を示されたわけでございます。

現在は、ある一定の基準を満たしているとのことで、14日に緊急事態宣言を一部の地域で解除の可否を判断するという国の方針も踏まえ、その動向をにらみながら、次のステップを判断していきたいと話されておりました。

本町も、国・県の判断を注視しながら、迅速に対応していきたいと考えております。町民の皆様や休業を協力いただいた事業者の皆様には、何かと御不自由や不便をおかけしましたが、何十年に一度の世界的なパンデミックを一緒に乗り越えてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いを申し上げたいと思います。

終わりに、これまでの間、個人や法人等の皆様からマスクや消毒液など、御寄附を数多く頂戴しております。頂いた支援物資は、医療機関や福祉施設などに提供し、活用い

ただいております。これらの温かい御支援に対しまして、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本日は、16の議案を上程いたしております。その中には、1人10万円の特別定額給付金関連の補正予算も含まれております。インターネットによるオンライン申請は5月7日から受付を実施しており、13日に第1回目の振込を行いたいと考えております。また、一般の申請も20日には郵送できるよう急ピッチで準備をしております。

臨時会としては、多くの議案がございますが、慎重審議、よろしくお願いを申しあげまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第4、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題とし、報告を受けます。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、担当部課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 大倉産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

事故等の概要は、令和2年2月26日、午後2時30分頃、大垣市丸の内1丁目10番地にて、駐車場より公道へ出るために公用車を後退させた際、公用車の右前部が車庫に接触し、シャッター部分が破損したものでございます。

修理費用が確定し、令和2年4月2日に示談が成立したため、専決処分をいたしました。

詳細は、専決第12号 専決処分書のとおりでございます。

以上で、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第5、承認第1号から日程第16、議案第31号、日程第18、議案第32号及び日程第19、議案第33号の14議案は、逐条上程後、質疑・討論を経て採決を行います。

まず、日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）についての説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、養老町税条例等の一部を改正し、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 藤田税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、法令等の改正に合わせて、第1条では、養老町税条例の一部改正を、また第2条では、養老町税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものです。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例、第1条関係について説明させていただきます。

資料の養老町税条例新旧対照表の1ページから16ページになります。

この条例の改正については、法改正に伴う主な改正のほか、法改正に伴う引用条項のずれに伴う改正、文言等の改正、法改正による条例の新設及び条例加除に伴う引用条項ずれの改正、改元対応のための改正になります。

主な改正については、まず、第28条の3の2及び第28条の3の3については、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書にその旨の記載を不要とするものです。

次に、第36条第4項については、災害等で所有者が不明である固定資産について、現に使用している者に係る課税の規定を整備し、第36条第5項については、固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大のため、規定の整備を行うものです。

次に、第55条の2については、固定資産を現に所有している者の申告を制度化するための規定の整備を行うものです。

次に、第78条については、たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続の簡素化を行うものです。

次に、附則第5条については、法律改正に合わせて肉用牛の売却による事業取得に係る課税の特例の期限を3年延長するものです。次に、附則第7条の2については、法改正により、大気汚染に係る規定を削り、浸水被害軽減地区に係る規定を追加するものです。

次に、附則第14条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用年限を3年延長するものです。

次に、第2条関係について説明させていただきます。

新旧対照表の17ページになります。

この条例の改正については、令和元年改正条例中、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るものです。

次に、議案5ページ、6ページを御覧ください。

附則第2条及び附則第3条については、今回の改正に伴う町民税及び固定資産税の経過措置を規定しております。

次に、新旧対照表18ページから31ページまでの附則第4条関係から附則第9条関係までについては、平成27年から平成31年までの改正条例について、改元対応のため、それぞれ改正を行うものです。

施行日については、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 新旧対照表の3ページの5のところでございますが、いわゆる不明者の関係で、使用者を所有者とみなして課税するという文言があるわけですが、不明土地について、いわゆる放棄地となっておる使用者のない土地もあると思うんですが、これに対してはどのような対応と課税がされるのかをお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 藤田税務課長、答弁。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） ただいま松永議員から御質問いただいた内容につきましては、使用している土地に対しては使用者課税ができるけれども、使用者がいない放棄地はどうしたらいいかという御質問だったと思いますが、それにつきましては、相続財産管理人選任を行いまして、その選任に対して、その土地等を処分して、税金等に充てるという制度がありますので、それに基づいて当町は選任を行っております。今現在、選任済みが6件ほどしております、一応予算上、弁護士のほうを立てますので、毎年2件ぐらいずつ調べて、不明土地について調査しております。以上でござ

ざいます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第6、承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第2号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、第2条第2項では、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行「61万円」から「63万円」に、同条第4項では、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行「16万円」から「17万円」に引き上げるものです。

第28条では、国民健康保険税の課税限度額の引上げに伴い、基礎課税額から軽減対象額を減額して得た額を現行「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額から軽減対象額を減額して得た額を現行「16万円」から「17万円」に改正するものです。

同条第2号では、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽

減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行「28万円」から「28万5,000円」に、同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行「51万円」から「52万円」に引き上げるものです。

附則第4項については、土地基本法等の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を加えるものです。

次に、附則第5項については、附則第4項の改正により、読替規定を改正するものです。

施行日については、この条例は令和2年4月1日から施行し、ただし、附則第4項及び附則第5項の改正規定につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 当町の平成31年1月から令和元年12月までの国保の加入状況の月平均は、世帯では3,984世帯、被保険者総数では6,789人ですが、本条例改正に伴い該当する世帯及び被保険者数を一般及び退職での試算がされていればお答えいただきたいと思えます。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） ただいま水谷議員から御質問のありました今回の一部改正による対象世帯数、調定金額に対する影響額について回答のほうをさせていただきます。

ただし、現段階では令和2年度の所得金額が確定しておりませんので、令和元年度所得を参考に試算をいたしました。

まず、第2条第2項において課税限度額が2万円引き上げられた影響については、2世帯が対象となります。調定金額は約131万円の増額となりました。

次に、同条第4項においては、課税限度額が1万円引き上げられた影響につきまして、8世帯が対象となり、約68万円の増額となります。

続きまして、第28条関係において、5割軽減世帯の加算額が5,000円引き上げられた影響については、対象世帯が14世帯増え、調定金額が約71万円の減額となります。2割軽減対象世帯の加算額が1万円引き上げられた影響については、対象世帯が2世帯増え、調定金額は約6万円の増額となります。合計といたしましては、約122万円の増額とな

る試算結果となっております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第7、承認第3号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第3号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

第7期介護保険事業計画の期間である平成30年度から令和2年度までの第1号被保険者の介護保険料は、平成30年第1回養老町議会定例会で議決されましたが、今般、令和2年3月30日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が公布され、同年4月1日から施行されました。

この改正では、低所得者の介護保険料の軽減が強化されることとなり、これに合わせて養老町介護保険条例の一部を改正したものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和2年3月30日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されましたが、主な内容として、従来から行われてきま

した第1段階から第3段階までの第1号被保険者の減額賦課について、軽減強化の財源である消費税率引上げによる増収分が満年度化されることに伴い、減額幅を引き上げるものでございます。

具体的には、第1号被保険者の介護保険料のうち所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を「0.375」から「0.3」に、第2段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を「0.625」から「0.5」に、第3段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を「0.725」から「0.7」に軽減することといたしました。

この改正に伴い、養老町介護保険条例第4条第2項において、第1段階に該当する者についての保険料の年額を「2万6,775円」から「2万1,420円」に、同条第3項において、第2段階に該当する者についての年額を「4万4,625円」から「3万5,700円」に、第4項において、第3段階に該当する者についての年額を「5万1,765円」から「4万9,980円」に保険料を改定したものであります。

また、この条例は、令和2年4月1日から施行し、この改正による保険料率は令和2年度分から適用するものといたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今の減額対象者は、数は出ますかね。

○議長（長澤龍夫君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、田中議員の御質問に関しまして御回答申し上げます。

この被保険者の数につきましては、現段階で前年度所得のほうが固まっておりますので、参考にいたしておりますのが、令和元年度の課税賦課状況ということで、令和2年3月末の被保険者数でございます。

まず、第1段階の方につきましては1,147人、第2段階の方が517人、第3段階の方が526人でございます。保険料の減額を試算いたしますと1,169万5,320円という試算が出ております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第8、承認第4号 専決処分の承認について（養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第4号 専決処分の承認について（養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 大倉消防総務課主幹、補足説明。

○消防総務課主幹（大倉 巧君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下、基準政令と申します）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めているものであります。

昨年11月に一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、基準政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、また民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改正を行うものです。

別添資料の養老町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表1ページを御覧ください。

まず、第5条第2項第1号及び同条第3項については、補償基礎額を算出する上での基準日である死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断により死亡

の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日を事故発生日と規定する改正を行うものです。

次に、第5条第2項第2号については、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に引き上げる改正を行うものです。

次に、附則第4条の4については、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる法定の利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものです。

次に、新旧対照表5ページを御覧ください。

別表の補償基礎額表について、各階級及び勤務年数に応じて補償基礎額をそれぞれ引き上げる改正を行うものです。

施行日につきましては、この条例は、令和2年4月1日から施行します。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第9、承認第5号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第5号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）について御説明をさせていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回承認第7号の令和元年度養

老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ歳入歳出予算を43万2,000円増額いたしております。

養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計から繰入金を充てておりますので、今回の補正により169万円増額し、繰入れ総額を6,113万6,000円に変更するものでございます。

以上で、承認第5号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第10、承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度養老町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度養老町一般会計補正予算（第5号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,805万円を追加し、予算総額を130億4,014万9,000円とするもので、令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税寄附金の増額によるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に 8 ページの歳出から説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、17目ふるさと応援基金費につきまして、寄附金総額 5 億 4,762 万 9,000 円のうち 1 億 3,007 万 2,000 円は、寄附者の御意向に沿い、それぞれの事業へ充当し、残り 4 億 1,755 万 7,000 円を基金に積み立てることとしたため、2,627 万 8,000 円を増額しました。

なお、寄附金の充当先事業の内訳につきましては、款 2 総務費、項 1 総務管理費、6 目企画費の養老鉄道活性化事業に 244 万 1,000 円、また項 3 戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費の総合窓口受付案内事業に 100 万円、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費の子ども子育て事務事業に 149 万 3,000 円、款 9 消防費、項 1 消防費、2 目非常備消防費の非常備消防維持管理運営事業に 300 万円、款 10 教育費、項 2 小学校費、2 目教育振興費の小学校図書館整備事業に 136 万 8,000 円、また項 3 中学校費、2 目教育振興費の中学校図書館整備事業に 100 万円、おめくりいただきまして、10 ページになりますが、10 ページの項 4 社会教育費、2 目社会教育総務費の親孝行と生涯学習を進めるまち養老町民会議推進事業に 104 万 9,000 円となり、それぞれ財源更正を行いました。

次に、歳入について説明させていただきます。

戻っていただきまして、6 ページになります。

6 ページの款 16 寄附金、項 1 寄附金、2 目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金（一般分）につきまして、令和元年度の寄附総額が 5 億 4,762 万 9,000 円でありますので、予算との差額 3,762 万 9,000 円を増額いたしました。

また、寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進の各事業に総額で 1,135 万 1,000 円を充当し、2,627 万 8,000 円は基金に積立てを行っております。

次に、款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金では、財源調整として 966 万 1,000 円を減額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 大倉産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

8 ページの款 6 農林水産業費、項 1 農業費、4 目畜産業費の畜産振興事業費では、養老町立食肉事業センター特別会計への繰出金について、使用料の減収等により 169 万円を増額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから教育委員会関係のふるさと納税寄附金による財源更正以外につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

8ページを御覧いただきたいと存じます。

款2総務費、項1総務管理費、16目山口俊郎基金費の山口俊郎基金積立金につきましては、令和元年度の山口俊郎著作権使用料の額が確定し、当初予算より8万1,828円増の288万1,828円となりましたので、8万2,000円を増額いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページを御覧ください。

款15財産収入、項1財産運用収入、3目特許権等運用収入では、山口俊郎著作権使用料が確定したことから、歳出と同額の8万2,000円を増額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第11、承認第7号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第7号 専決処分の承認について（令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号））につきまして、

その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、予算総額を1億3,651万1,000円とするものでございます。令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、歳入においては、豚熱や新型コロナウイルス感染症による食肉の需要の減少に伴い使用料が減額するため、一般会計繰入金を増額し、歳出においては、食肉事業センター管理費の増額と財源更正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口特命事項推進監、補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出につきまして説明させていただきます。

8ページですが、款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、施設の緊急修繕のため、需用費43万2,000円を増額するとともに、特定財源その他を一般会計からの繰入金169万円増額し、一般財源125万8,000円を減額する財源更正をいたしました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

6ページの款1事業収入、項1事業収入、1目食肉事業センター使用料では、屠畜頭数の減少に伴い125万8,000円を減額し、款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では169万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 使用料の減少についてお伺いいたします。

新型コロナと豚熱の影響ということですがけれども、非常に強いタイプのものも大陸でははやっておるといような報道もありますけれども、現在の状況と今後の見通しについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 川口特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、豚熱の対策ということは、従前から変わらず、豚に対してはワクチン接種ということと、イノシシ対策としては、経口ワクチンの散布ということで、二重の対策をしております。

アフリカ豚熱に関しましては、おっしゃるとおりワクチンのほうがまだ開発されていないということで、国のほうでは水際戦略ということで、まず持ち込ませないということ徹底してやってみえるということなので、そちらのほうの動向を見て、ただワクチンがないということでございますので、入った場合についてはどうなるかということとは、全頭殺処分ということで、県のほうで会議をやったときは、養豚農家のほうから最初にやったようなエリアの広い範囲で殺処分をすると困るということで、なるべくエリアは絞って発生したエリアから半径何キロといったところを絞って殺処分をしていただきたいという要望がありましたので、そちらのほうは国のほうで検討されていることと思えます。

町内の屠畜頭数につきましては、なかなか読めないわけですが、この3月におきましては、豚のほうは比較的安価ということで、インバウンド等の影響を受けないということで安心しておったところなんです、実際、蓋を開けてみると、31年、令和元年で見ますと1,270ということで、ほかの月と比べましても極端に少ないということで、見通しが甘かったなということは反省しておるところでございます。

食肉事業センターにつきましては、利用者とお話ししまして、処理頭数が少なくなる時は開業日を調整するなどして経費節減を図っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第12、承認第8号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第8号 専決処分の承認について

(養老町税条例の一部を改正する条例)の説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正し、同年4月30日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(長澤龍夫君) 藤田税務課長、補足説明。

○総務部税務課長(藤田勝彦君) それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は2条立てとしており、改正の主な内容は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について規定するものです。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例(第1条関係)についてでございます。

資料の養老町税条例新旧対照表第1条関係の1ページを御覧ください。

まず、附則第7条については、地方税法附則第61条及び第62条が新設されたことに伴い、固定資産税の課税標準の読替規定を改正するものです。

次に、附則第7条の2第18項については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性革命の実現に向けた設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び建築物が加えられ、条例で定める割合をゼロとするものです。

次に、附則第12条の2については、軽自動車税の環境性能割の非課税措置を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長するものです。

次に、附則第21条については、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予特例の手続等について、法の規定において条例委任されている事項を定めるもので、具体的には、徴収猶予の申請書類の訂正期間を20日とするものです。

次に、2条関係でございます。

資料3ページの養老町税条例新旧対照表(第2条関係)を御覧ください。

まず、附則第7条及び附則第7条の2については、法改正による引用条項のずれに伴う改正を行うものです。

次に、附則第22条については、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例について、法の規定において条例委任されている事項を定めるもので、具体的にはイベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金税額控除を適用するものです。

次に、附則第23条については、法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を1年延長するものです。

施行日については、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日

から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 先般、回覧で納税等の猶予についてとあって、これが回りましたが、我々はこうやって説明を受けるのでよく分かるんですけど、町民にさらに周知徹底ということについては、今後どのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 藤田税務課長、答弁。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） 今、田中議員から御指摘がありました納税等の猶予につきまして、御承知のとおり、町一括のほうで回覧させていただいておりますが、こちらが新しい法律の通る前でして、今は町のホームページのほうでも、猶予が受けやすくなりましたので、そちらのほうをホームページ等で告知しておりますし、今後この申請期間が法律施行から2か月間、もしくは納付期限の遅いほうということになっておりますので、申請期間がまだありますので、今後、町広報並びにCCNet等を通じて周知していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開時間は10時55分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第13、議案第28号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第28号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、国は緊急事態宣言発令と同時に、雇用と生活を守るための大規模な経済政策を打ち出しており、生活に困っている世帯や個人への支援の一つとして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等が盛り込まれたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税の減免につきましては、第31条に規定がございまして、納期限7日前までに必要書類を添えて申請をしなければならないとされております。しかしながら、緊急事態宣言発令下での日常生活における様々な制約により、現行の規定では申請ができなくなる人が出てくることから、改正により町長が適当であると認めるときは、納期限前7日までに申請書を提出することを要しないことを加えることといたします。

施行日については、この条例は公布の日から施行し、改正後の第31条第2項ただし書の規定は令和2年2月1日以後の納期限が到来する国民健康保険税について適用するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今、町長の提案説明の中で、一定額の減収という言葉がございましたが、どれぐらいを想定してみえるのか、説明を求めたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） ただいま田中議員から御質問のありました減額の算定についての回答をいたします。

まず、保険税につきましては、まだ今年度の保険税のほうが出ておりませんので、本算定後の7月以降の保険税額となります。

減免または免除の割合につきましては、保険税の減免額によるものでございますが、前年の所得合計金額が300万円以下であるときは減免または免除の割合は全額、400万円以下であるときは10分の8、550万円以下は10分の6、750万円以下は10分の4、1,000万円以下は10分の2というふうに割合のほうは定められております。

ただし、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税額の全額を免除するということになっております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 理解が浅いのでお願いしたいんですが、ただし書のところですけれども、町長が適当であると認めるときはとありますが、当然、ウイルス感染した被保険者ということだと理解するんですが、そのほかに町長が適当であると認めるときというのはどういう場合なのかお知らせしたいのと、あと、書類による申請書は不要ですということによろしいのでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） ただいま水谷議員からの御質問にありました申請書等につきまして御説明をさせていただきます。

こちらの詳細につきましては、養老町国民健康保険税減免取扱要綱がございますので、そちらの要綱で定めをさせていただきたいとは存じますが、申請書等は御提出の必要はございませんので、そちらのほうも周知を図っていきたいと思います。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の疑いの部分につきましても、こちらのほうを含めるということになりますので、そういった部分が町長が認める場合ということに含まれることと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第14、議案第29号 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第29号 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当の支給等に係る事務処理について、所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、このたび岐阜県後期高齢者医療広域連合より感染した被保険者等に関する傷病手当等の支給がなされることとなりましたが、ほかの後期高齢者医療制度の保険給付と同様に、支給に係る申請書の提出につきましては、各市町村にて受付を行うこととなります。そのため、本町において行う事務を規定している第2条中に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第15、議案第30号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第30号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

このたび内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として、3月10日に国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところでございます。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

国民健康保険制度等においては、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については保険者が条例等を制定して支給することができる任意給付とされており、

今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり、疑われる場合を含む）に休みやすい環境を整備することが重要であることから、養老町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

附則第4項では、傷病手当金の支給対象者を給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者とし、支給対象となる日数を療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間と定めるものです。

続きまして、附則第5項では、支給額を直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額と定めるものです。

附則第6項では、支給期間は支給を始めた日から起算して労務に就くことを予定していた日、ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月までと定めるものです。

附則第7項及び附則第8項では、傷病手当金と給与等の調整として、給与等の全額または一部を受けることができる者が、その受けることができるはずであった給与等の全部または一部を何らかの事由で受け取ることができなかった場合の措置を定め、傷病手当金の額までは補償するものです。

附則第9項では、前項の規定に基づき、町が支給した金額は立替払い的要素もございますので、事業主から徴収することを定めるものでございます。

施行日については、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4項から附則第9項までの規定は、令和2年1月1日から適用するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第16、議案第31号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第31号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、感

染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、保険料の減免の取扱い等について、減免要件及び保険料について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

介護保険におきましては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条の規定に基づきまして、市町村はその判断により介護保険料の減免を行うことができることとされているところであります。

厚生労働省老健局介護保険計画課より令和2年4月9日付、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援についてにおきまして、保険料の減免基準が示されましたので、養老町介護保険条例の一部を改正するものであります。

附則第7条第1項では、事務連絡の基準により減免措置を行う場合の減免要件とその対象となる保険料を定めております。

附則第7条第2項では、第13条第2項の読替えにより申請期限の特例を定めております。

また、施行日につきましては、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第17、同意第3号 固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第3号 固定資産評価員の選任同意について御説明をさせていただきます。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、令和2年4月1日付の人事異動により、固定資産評価員が異動するため、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する次の者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるものでございます。

記、住所、岐阜県養老郡養老町小倉846番地1、氏名、藤田勝彦。以上でございます。

よろしく同意を頂きますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第18、議案第32号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第32号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ30億739万6,000円を追加し、予算総額を140億1,339万6,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対策事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、20目特別定額給付金給付事業助成費では、特別定額給付金（仮称）として28億3,990万円を、給付事務に係る事務費として2,844万1,000円をそれぞれ計上し、合計28億6,834万1,000円を計上いたしました。

次に、14ページの給与費明細書の一般職について説明をさせていただきます。

報酬につきましては306万1,000円の増額、職員手当等については365万7,000円の増額、共済費については52万3,000円の増額であります。

まず、報酬につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の雇用に伴う分で306万1,000円の増額であります。

次に、職員手当等につきましては、時間外勤務手当に伴う分でございます、365万7,000円の増額であります。

次に、ページとしましては7ページになりますが、7ページの歳入について御説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目の総務費国庫補助金では、特別定額給付金給付事務費補助金として2,844万1,000円を、特別定額給付金給付事業費補助金として28億3,990万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として9,872万6,000円を増額いたしました。

次に、4ページを御覧いただきたいんですが、4ページの第2表 地方債補正では、新型コロナウイルス感染症対策事業（消防施設管理）に伴い、消防施設整備事業債の限度額を340万円増額し、補正後の限度額を690万円にいたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をいたします。

まず、歳出の説明をさせていただきます。

9ページでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策

事業（障害児通所給付）では、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金が確定しましたので、36万3,000円を新たに計上いたしました。

臨時特別給付金では、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金及び事務費など3,656万7,000円と、応援給付金では、子育て世帯と独り親世帯への応援給付として3,713万円、給食費補助では、私立保育園・こども園への給食費補助金として28万8,000円を新規計上いたしました。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

7ページの款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、県特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業費に係る障害児通所給付費負担金として18万円を増額いたしました。

項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金及び子育て世帯臨時特別給付事務費補助金として3,656万7,000円を新規計上いたしました。

款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、岐阜県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業費の補助金として18万2,000円を新規計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 大倉産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出についてのみでございます。

9ページの款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（庁舎管理）では、庁舎消毒作業用品の購入費として16万7,000円、新型コロナウイルス発生時における庁舎消毒作業委託料として62万5,000円の計79万2,000円を計上いたしました。

次に、款5労働費、項1労働諸費、1目労働諸費の新型コロナウイルス感染症対策事業（雇用維持支援）では、国の雇用調整助成金に市町村上乗せ助成制度を創設するため、510万円を計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）では、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の市町村負担分として2,254万5,000円、新型コロナウイルス感染症終息後の地域経済を下支えするためのプレミアム付商品券事業として3,094万7,000円の計5,349万2,000円を計上いたしました。

次に、款8土木費、項5住宅費、1目住宅管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（住宅管理）では、町営住宅での新型コロナウイルス発生時における共用部分の消毒

作業委託料として27万円を計上いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 廣澤消防長、補足説明。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから消防署関係の補足説明をさせていただきます。

初めに歳出から説明させていただきたいと思います。

11ページ、款9消防費、項1消防費、1日常備消防費、新型コロナウイルス感染症対策事業では、消防職員に感染者が発生した場合の消防庁舎消毒委託料として30万円を新規計上いたしました。

また、119番通報に対応する指令棟を完全分離し、単独運用とするために休養室を設ける必要があり、工事請負費として養老消防署指令棟仮眠室改修工事として466万7,000円を計上し、合計496万7,000円を新規計上しました。

次に、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款21町債、項1町債、5目消防債では、養老消防署指令棟仮眠室改修工事に充当予定の340万円を追加計上いたしました。

以上で、消防署関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

11ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、7目図書館費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として8万6,000円を増額いたしました。図書館につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休館としておりますが、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクを踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放する施設とされており、図書館維持管理として貸出図書の除菌用クリーナーを購入するものでございます。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 大枠で3点について質疑いたしたいと思います。

まず最初に総務費関係ということで、総務管理費、目5の財産管理費で79万2,000円

が計上してありますが、先ほど消防費ではコロナ対策事業496万7,000円ありました。それで、危機管理体制について申し上げますと、この時期に自然災害、いわゆる水害とか地震、特にここの辺は東海、南海地震がいつ発生してもおかしくないような状況の中で、危機管理体制を、発生した場合に避難所開設での感染を防ぐため、事前準備、体制づくりが必要と思いますが、予算計上がなく、見解を求めたいと思います。特に避難所でありますと、3密の状況になりますので、その辺、事前に平常時に体制を整えておいたらどうかということでも質疑をいたします。

それから、2点目としては、教育費の関係ですが、今回図書館費、補正が8万6,000円ございましたが、これは図書館だけでございますので、私的に思いますと、各小・中学校、こども園、留守家庭児童教室等の除菌剤をはじめ、資機材は十分確保されて足りておるのか、このようなことが心配でございますので、今確認したいと思います。

また、3月の当町議会予算委員会においては、前並河教育長が令和2年度の教育委員会予算編成の中でICT化の促進の項目でGIGAスクール構想として、タブレットを導入していくということで、4年間で全ての生徒に整備する予定であると報告を受けました。今、政府のR2年度補正予算においても、強靱な経済構造構築の中でGIGAスクール構想の加速による学びの保障ということで、2,292億円が計上されております。

今般のコロナウイルス感染症対策として、オンライン授業の必要性、重要性が非常に増しておる、高まっておると思いますが、いろいろ課題はあろうかと思いますが、新しい森島教育長の見解を求めたいと思います。

それから3点目についてですが、近隣市町、全国、いろいろと独自の支援策を打ち出してしております。身近なところで、加茂郡七宗町では、休業協力金が要請延長でさらに10万円払うと。また、笠松町では水道基本料金免除、揖斐川町では、先ほど養老町での説明がございましたが、プレミアム商品券、飲食店応援食事券等々、本当に皆工夫を凝らして政策を打ち出しておるんですが、現状としては中小企業、零細企業、個人事業者からは手持ち資金が底をつき、今月5月いっぱい、本当に持ちこたえられるのかどうかという厳しい状況でございます。養老町として、第2、第3補正を組んで、財調を利用してさらに施策を講ずる考えはおありか伺いたいと思います。以上3点です。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの1点目の田中議員の御質問に関しまして回答をさせていただきます。

この新型コロナウイルス感染症対策事業における危機管理体制についてということですが、新型コロナウイルス感染症に対しまして、今感染防止対策を講じております状況下におきまして、自然災害が発生した場合の避難所開設等の事前準備、あと体制づくりということが必要となりますが、これにつきましては、先般、5月8日に県のテレビ会議におきまして、岐阜県避難所運営ガイドライン、新型コロナウイルス感染症

対策編の案というものが示されたところでございます。

町におきましても、この避難所運営マニュアルというものに基づきまして運営をしているところでございますが、今後は県のガイドライン（案）を参考にしつつ、感染症対策の内容を盛り込むなどして、当町の避難所運営マニュアルにつきましても、今後見直しを図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 森島教育長、答弁。

○教育長（森島恵照君） 田中議員から頂きました2つ目の御質問についてお答えさせていただきます。

2点あったと思いますが、1点目の当分の間、コロナウイルス関係に対応するようなマスク等、感染予防の対策ができていくかということでございます。

当分の間に関してはできているというふうに考えております。まずマスクですが、少ない学校で1,000枚、多い学校で5,000枚ストックがあります。私がつけているようなマスクです。それから、国からのほうでは児童・生徒1人について2枚ずつの配付があります。ところが、まだ来ていない学校がありますので、今後ということになります。

さらに町のほうに6万枚のマスクの寄附があるということをお聞きしておりまして、その中のどれだけかを児童・生徒のため、あるいはこども園、留守家庭の子たちのために使わせていただけるということですので、まず当面の間、足りている。

あるいは消毒液も、学校によって差があるんですが、3月のときに購入しておりまして、多い学校では10リットル缶が3缶、少ないところでも1缶以上、リナパス等で対応することができます。さらにその不足分、次亜塩素酸ソーダで消毒すると、施設のほうは対応しようと思っております。

また、頂きました紙のペーパーのほうですが、こちらは布巾のほうで学校では対応しておりまして、消毒液を薄めたものをしみ込ませて、施設等を拭くというようなことをしております。また、それを使うための手袋も用意はされておりまして、当面の間は使わせていただける状況だというふうに考えております。

2点目のGIGAスクール構想に関わっての御質問ですが、4月7日、文部科学省のほうから、初等中等教育局の情報推進の関係のほうですが、早急に対応できるように予算を国のほうで立てたということがありました。そのことを受けまして、養老町もすぐ予算立てを今計画しており、6月の補正のほうで出させていただこうと考えておるところです。まず1人1台端末が整うというところを目指し、その先にこういったコロナの状況においてもオンライン授業等ができるところをしていこうという方向性であります。1人1台端末が実現することを、子供たちの多様な学び、そして将来、未来に情報化とか、あるいはこれから身につけなければならない力を身につけるために、今年度の中で達成できるように目指していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 川地副町長、答弁。

○副町長（川地憲元君） 3点目の今後、2次、3次補正を組んでというようなお話でございます。

御指摘のとおり、中小零細企業の方は、中小企業信用保険法による認定申請、いわゆるセーフティーネットの件数が増えていますので、売上げ等が減少しておると大変苦慮されてみえることは存じ申し上げております。

そういったことから、まず職員にできることからということで、町内の特に影響がある飲食・料理店の支援ということで、毎日お弁当のほうを手配しまして、お店を回しながら支援をさせてもらっております。

ちょうど今、納税の各通知書等、固定資産税、軽自動車税が届いておりますので、相談に当たっては猶予という制度も周知させていただいております。

また、各職員の応援で、休業要請の延長の際には、持続化給付金、また雇用調整助成金等の説明も本町人海戦術をもちまして、丁寧に説明をさせてもらっております。

今回の補正は、特別定額給付金のほか、特に子育て世帯、商工業者等が対象でしたけれども、国のほうから令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生の臨時交付金等の限度額も示されつつあります。昨年発足しました特命事項推進チーム、今年度は副特命監も設置され、厚みを増しましたので、いろいろと案を出しながら、例えばほかにも高齢者の方々の支援、そういったことで職員一丸となってよい案をボトムアップしながら、当然財源を確保しながら施策を講じてまいり、今後、補正等でも対応したいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 住民の方、それから職員の方、子供たち、我々も含めてですが、本当に今、戦っておるというような状況の中で思いが伝わってきました。

それで、総務課長に県のガイドライン、今来ておりますということでしたので、各議員に資料配付を求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、まだ8日のテレビ会議でお示しがされましたものが、ガイドラインのあくまでも案の案という形なんです。こちらにつきましては、一度県のほうにもそういったものを御提示させていただいてもいいかどうかの確認をさせていただいた上で対応させていただきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。以上になります。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 私は、歳出の総務費と民生費の2款で質問したいと思います。

まず、特別定額給付金の給付事業についてですけれども、18節を単純に10万円で割りますと、2万8,399人が対象になるのではないかなというふうに思っていますが、その中で住民基本台帳による日本人、外国人の人数をお知らせください。

さらに、基準日についてですけれども、なぜ令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている人にしたのか、町としては国からの指示を受け、どういうふうに理解しているのかについて伺いたいと思います。

3点目は、申請書の郵送開始期間、5月20日ということでしたけれども、その内容というのは郵便配達員の方に伝わっているのか、郵便局との連携はあるのかということです。といいますのは、配達員の方たちは、申請とか交付の金額はいいけど、おまえら、いつわしのところに申請書を届けてくれるんやという住民の方の声が非常に寄せられるということです、その点はどういうふうに行っているのかお尋ねしておきたいと思います。

それから、受付の開始時期ですけれども、いつからいつまでの3か月以内になるのか、養老町の場合の時期を明確にさせていただきたいと思います。3点目は、改めて給付開始の時期について、伺っておきたいと思います。まず、それが定額給付金関係でございます。

次いで、民生費の関係ですが、ただいま福祉部長から説明がありましたけれども、大変希薄で、一生懸命考えられた町の単独の事業ですので、もっと私たち議会に分かるように、町単部分ではこういうふうなことを講じたということをしかりと示していただきたいなということを改めて思います。国においては、子育て、3月まで中3だった生徒・児童、乳児も含めて1万円を交付するとか、そういうことも関連して、この事業に合算しておりますので、町単部分でこういう施策を講じた、おおむね何人で幾ら町税を計上したのかということをも改めてしかりと伺っておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 特別定額給付金につきまして、ただいまの水谷議員の御質問に回答させていただきます。

基準日のことに関しましてですが、この4月27日というのを基準日としておりまして、こちらは4月27日現在の住民基本台帳の人口につきましては2万8,349人、そのうち日本人が2万7,716人、あと外国人が633人ということになっております。こちらは給付金の事業費の算出基準としておる人数についてですが、こちらの2万8,349人というのは、プラス50人を、基準日以降異動がある方を50人見込みまして、2万8,349人というふうにさせていただいているということでございます。

それと、基準日を4月27日に行っていることについてでございますが、あくまでもこちらは国の事業でございまして、補助金につきましても国から10分の10補助という事業と

ということもあるんですが、あくまでも国からの通知が全国一律4月27日というのを基準日ということで通知が来ている関係もございまして、こちらも国に準じて基準日を4月27日とうちのほうも対応させていただくということでございます。

それと、郵便局の方への郵送申請の徹底ということでございますが、こちらにつきましては、養老町におきましては大体5月20日頃をめぐりに申請書のほうを郵送申請させていただく予定でございますが、こちらにつきましては、事前に郵便局の担当者と打合せのほうをさせていただきまして、大体このぐらいに郵便局のほうに配達に持って上がるという形で郵便局と調整の上で今準備を進めているところでございます。先日、大体システム会社とも調整をした上で、おおよそ5月20日、早ければ19日、20日から22日にかけて郵送をしていただけるのではないかとということで、先日改めて郵便局の方とも連絡を取りまして、調整をさせていただいているところであります。

それと、申請期間ということのお尋ねであったかと思いますが、申請の期間につきましては、先ほど申し上げました5月19日か20日頃を郵送するめどとしておりますので、5月20日から基本的には郵便の申請受付から3か月以内というふうで国の通達によりまして定められておりますが、ある程度は町のほうで融通を利かせていいということでしたので、5月20日から8月31日までの8月いっぱい申請の受付期間とさせていただく予定でございます。

それに伴いまして、給付の開始時期につきましても、5月20日頃をめぐりにということで対応していく予定をしております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの水谷議員の第2点目の御質問につきまして、町単独で行う事業について御説明をさせていただきます。

国からの臨時特別給付金対象世帯と同じ世帯に対して国から1万円、それに上乗せしてさらに1万円町単独事業で給付を予定しております。

人数につきましては、合計で3,477名、内訳は4月分の児童手当の対象者が2,664名、令和2年3月対象者の卒業した高校1年生に該当する方が257名、そのほかに公務員世帯の児童が556名を推定しております。

これに加えて、さらに独り親世帯にも追加で町単独で給付を予定しております。具体的には、児童扶養手当の該当者世帯です。こちらにつきましては、236名が該当するものと思っております。児童扶養手当は、ゼロ歳から18歳までになりますので、16歳から18歳の方に対しては、国からの給付金がない方に当たります。その方に対しても町単で1万円の給付をする予定をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 給付担当者の基準日についてですけれども、例えばほかの市

町村をどうこう言うわけではないんですが、神戸町では給付の公平性から、同級生全員にということで、この10万円給付を来年3月31日までに生まれた子供たちに支給するというので、町単で1,200万円、今回補正を組んだということを知っています。という件に関しまして、先ほど国に準じるということでしたが、人権の町の養老町として、ここら辺の支給の対象の議論は全くなかったのかどうか、その点を確認したいと思います。

それから、非常に町民の方から善意の声も寄せられます。例えば、入ったメールですが、コロナの一時金、今本当に必要な方々にはいち早く届けてほしいのですが、私は取りあえず頂かなくても生活は成り立っています。私の給付金を町で役立てることに使っていただけませんかというふうな内容です。ただし、必要なマスクや消毒液を自分が現物でそろえるのはハードルが高いので、町のほうとしてそういうふうに使っていただきたいというふうな声も届いているわけです。ふるさと応援基金というふうなこの件に関して、いろんな善意を集めた形での簡素化した事務手続で、町のほうにそういうお金が頂けるようなシステムづくりを構築していただきたいなと思うんですけども、その点について答弁を頂きたいというふうに思っています。

最後に、子ども課長からいろいろと考えていただいたなということが非常に分かるわけですが、町単分での金額を再度伺っておきたいと思えます。

○議長（長澤龍夫君） 川地副町長、答弁。

○副町長（川地憲元君） 先ほどの水谷議員の1点目の御質問でございます。

要は同級生、27日が基準日ですので、28日以降の同級生の方、生まれた方に対する給付金の議論はされたのかという御質問ですけれども、内部では議論をしております。どこまでかとか、基準日ですね。そういった議論を重ねながら2次、3次で対応できるか、そういったことも現在議論もしておりますので、内部で制度設計も併せまして検討したいというふうに考えておりますし、定額給付金の申請書とかQ & Aを見ておきますと、この給付金をまずもらっていただく前に辞退するという欄もございますので、そういった意味じゃなしに、できるだけ給付制度を活用していただいて、その後、町のふるさと納税とか、寄附金制度にのっとなって寄附していただけるといいのではないかとということでお願いはしております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、自席答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 先ほどの水谷議員の御質問にお答えします。

町単での臨時特別給付金に上乗せする額について、1人につき1万円でございますので、全部で3,477万円。あと、独り親世帯に対する給付金につきましても1万円でございますので、236万円を今回の補正に上げさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 私のほうからは2点でお願いいたします。

まず、財産管理費、庁舎管理のコロナ対策ですけれども、委託費で六十数万円ということなんですけれども、こちらはどこにどのような内容で。というのは、このぐらいの金額で一体どのぐらいの期間を委託しているのかなというのを疑問に思いましたので、お伺いしたいと思います。

もう一点が、常備消防費のほうで、消防施設管理ということで、仮眠室を造って、消防指令室を独立させて運用するというような説明を伺いましたが、具体的にイメージが湧かないので、どういった運用をするのかをお知らせいただきたいと思います。2点お願いします。

○議長（長澤龍夫君） 大倉産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の質問に対しましてお答えさせていただきます。

庁舎の消毒ということですが、消毒作業においては、保健所の指導に基づく形になるわけですが、消毒業者はなかなか限られてまいります。その中で、見積りみたいなものを聴取しましたところ、平米1日当たり1人10万円ぐらいかかるんじゃないかというところで、廊下、階段、エレベーター、事務室、ワンフロアの半分相当ということで考えまして、その面積から持っていったら62万5,000円ということで、1か所を想定して概算で予算計上させていただいたという形でございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 廣澤消防長、答弁。

○消防長（廣澤幸雄君） 岩永議員の2つ目の質問にお答えさせていただきたいと思いません。

養老消防署の指令棟の仮眠室の運用についてという内容でございましたので、ただいま養老消防署通信指令室のほうですけれども、隔日勤務者が交代しながら勤務しておるわけですが、そちらのほうを指令員のみで単独運用させるために、通常、隔日勤務者は消防署すぐ北にありますけれども、そちらの一番東の1階部分に仮眠室を設定しております。そちらのほうで感染者が出た場合、もしくは指令棟のほうで出た場合のいずれかの場合を想定しまして、そちらの交流がないようにして、感染拡大を少しでも抑えたいという考えでございます。

ほかの消防本部におきましても、隔日勤務者と通信指令員の担当者が交流をしないような工夫をして運用をさせていただいておるといふように、コロナ対策をさせていただいておるといふことになりますので、養老消防署においても指令棟で119番を受ける者がこちらの仮眠室のほうで休憩し、また119番を受信する、このような体制で365日24時間運用をし続ける指令棟のほうを運用させていただきたいと考えております。以上であ

ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 確認だけさせていただきます。

先ほどの庁舎管理の消毒の件ですけれども、今のお話だと、1回分だけかなと思うんですけれども、1回分ということは万が一庁舎内でコロナ感染者が確認された場合の消毒という理解でよろしいですかね。

○議長（長澤龍夫君） 大倉産業部長、自席にて答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問ですけれども、感染者が万一出た場合の消毒作業ということで、感染者の行動エリアにもよりますけれども、また保健所からの指導に基づくとということ、どのような形でということはありませんが、最大限廊下、階段、エレベーター、事務室等を想定しての金額ということでございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第19、議案第33号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第33号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を35億9,730万円とするものでございます。

主な補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長澤龍夫君） 尾前住民人権課長心得、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、1目傷病手当金で新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金として200万円を計上するものでございます。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款4県支出金、項1県補助金、1目保険給付費等交付金では、傷病手当金特別調整交付金として200万円を計上するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 補正の第1号では、新型コロナウイルスに対する傷病手当ということでしたけれども、国保会計当初予算で6億6,253万円、新型コロナウイルスの影響で保険税の納入にも非常に厳しい面があるというふうに思っていますが、補正第2号では、現段階でどのように検討していく方針を持たれているのかということをお聞きしたいと思います。

あわせて医療費の抑制ということも非常に鍵になってきます。今回のウイルスの対策で、インフルエンザに対する対応も住民の皆さんの意識の中で、本当にささいなこと、手洗い、うがい、外出はしないとか、そういうことを習得されていると思いますので、その辺のインフルエンザの対応、あるいは特定健診、生活習慣病の対応など、さらなる予防施策を進めていただきたいというふうに思いますが、その点について、2点だけ質問して、私はこれで質疑を終わりますので。

○議長（長澤龍夫君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問に関しましてお答え申し上げます。

国民健康保険税の第2号補正以降につきましてでございますが、減免の御相談事項も今のところない状況でございますが、今回条例化いたしましたので、申請がありましたら直ちに減免等の手配をいたしまして対応してまいりたいと。その状況に応じまして、また補正予算の計上をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、健康保険加入者の皆様に関しましては、コロナウイルスの関係の予防を徹底していただくような、何か啓発できるような文面などを考えまして啓発してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。再開時間は午後1時といたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午後0時06分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、長澤龍夫議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付を行います。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第1、許可第1号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、6番 長澤龍夫君の退場を求めます。

〔議長 長澤龍夫君 退場〕

○副議長（吉田太郎君） お諮りします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定しました。

長澤龍夫君、入場。

〔6番 長澤龍夫君 入場〕

○副議長（吉田太郎君） ここで、辞職されました長澤龍夫君の御挨拶をお願い申し上げます。

○6番（長澤龍夫君） 失礼いたします。退任の御挨拶をいたします。

昨年の5月より1年間、皆さんの御協力により無事議長職を務めさせていただくことができました。これも皆さんのおかげと厚くお礼申し上げます。

今後も、議員として町発展のために頑張っていきますので、よろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉田太郎君） ありがとうございました。

○副議長（吉田太郎君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程順序を変更して、議長選挙についてを先議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順序の繰下げをお願いいたします。

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 投票による選挙で。

○副議長（吉田太郎君） ただいま田中議員より、投票により選挙を行う発言がありまし

たので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはないと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉田太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票をお願いします。

西脇康君、清水由美子君、開票立会人をお願いします。

〔開票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち、私吉田太郎が10票、岩永義仁君が2票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票ですので、したがって、私吉田太郎が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（吉田太郎君） ただいまは、議員皆様方の御支援を頂きまして養老町議会議長という大役を仰せいただきました。本当にありがとうございます。

新型コロナウイルスが日本中をはじめ、日本の経済、教育、たくさんの方がたくさんのいろんな問題が出てきます。そうした問題を少しでも収まるような形でお願いしたい

と思います。

そして、今、養老町はいろんな問題があります。人口減少、少子高齢化、移住定住、企業誘致などいろんな問題があります。そうした問題を少しずつ解決し、また、いつ起こるかも分からない災害を住民の安心・安全のために一生懸命この1年間頑張っていきますので、ぜひとも議員の皆様、大橋町長はじめ執行部の皆さんには1年間よろしくお願いをしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願います。（拍手）

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（吉田太郎君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

就任早々ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午後1時14分 休憩）

（午後1時25分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

先ほど、投票用紙の配付漏れとすところを、投票漏れと言い間違えましたので、訂正いたします。

○議長（吉田太郎君） 先ほどの議長選挙において、不肖私が選挙で議長に選ばれ、就任いたしましたので、副議長が欠員になりました。

お諮りします。

本日の日程順序を変更して、副議長選挙についてを先議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程順序を変更し、先議することに決定いたしました。

これより、議案等の配付をお願いします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第3、選挙第2号 副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 6番 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） 投票でお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） ただいま長澤議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田太郎君） ただいまの出席議員は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小寺光信君、北倉義博君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（吉田太郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 投票漏れはなしと認め、投票を終わります。

小寺光信君、北倉義博君、開票を行いますので開票の立会人をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉田太郎君） 開票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、北倉義博君10票、岩永義仁君3票、以上とおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、北倉義博君が副議長に当選されました。

出入口を開いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田太郎君） ただいま副議長に当選されました北倉義博君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の報告をします。

ここで、当選されました北倉義博新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（北倉義博君） ただいまは、副議長に御推挙を賜り本当にありがとうございます。

ます。未熟者ではございますが、精いっぱい務めさせていただきます。どうかよろしく
お願いをいたします。

就任に当たり、私の目標とする3点について少しお話をさせていただきます。

まず1点目としては、当然ながら議長様のサポートということでございますが、何分
にも経験豊富な吉田議長様ということでございますので、いろいろと御指導を賜りなが
ら、私なりに精いっぱいサポートさせていただきます。

2点目といたしましては、議員皆様方全員の共通目標であります、さらなる養老町の
発展並びに町民の皆様方の安心・安全のため精いっぱい努力いたします。

最後の3点目であります。これが私の一番強い思いであります。

私は、5年前の初当選の際、J I A Mで新人研修を受けさせていただきました。その
とき一番印象に残ったのが、今までの議員は経済の高度成長及び人口増加の中で利益の
分配をしていけばよかった。しかしながら、これからは経済は低成長及び人口減少の時
代になるので、住民の皆様負担の分担をお願いできる議員になってくださいという言
葉でした。我が町も、しばらくは社会保障費が膨らみ、今までと同じ公共サービスはで
きなくなるものと考えます。そんなときに、我々が先送りをする事なく、また勇気
を持って町民の皆様説明していくことが、次の世代の負担を軽くし、また養老町が消滅
可能性都市から脱出できる道であると信じて活動してまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが私の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍
手）

○議長（吉田太郎君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第20、選任第2号 常任委員会委員の選任についてを
議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになって
おり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、西脇康君、小寺光信君、岩永義仁君、長澤龍
夫君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上の7名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、清水由美子君、北倉義博君、大橋三男君、私吉田太
郎、野村永一君、松永民夫君、以上の6名を指名します。

お諮りします。

ただいまの指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしま

した。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生委員会は4階南委員会室にて、産業建設委員会は4階北委員会室においてお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

(午後1時40分 休憩)

(午後2時04分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長に早崎百合子君。

○総務民生委員長(早崎百合子君) 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に、総務民生委員会を開会いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援を頂きながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営への推進を図りながら、人口減少、少子高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのためさらなる福祉事業の推進を総括し、調査、審査を進め、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長(吉田太郎君) 次に、産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長(大橋三男君) ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私大橋三男が指名推選により、副委員長には清水由美子委員が指名推選により選任をされました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸氏の協力の下、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長(吉田太郎君) 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長(吉田太郎君) 次に日程第21、選任第3号 議会運営委員会委員の選任について

を議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、岩永義仁君、長澤龍夫君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第22、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、清水由美子君、小寺光信君、岩永義仁君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上6人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第23、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、西脇康君、北倉義博君、大橋三男君、私吉田太郎、野村永一君、松永民夫君、以上の6人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおりで選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午後 2 時 12 分 休憩）

（午後 2 時 43 分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長（田中敏弘君） 議会運営委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会運営委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私田中敏弘が指名推選により、副委員長には水谷久美子委員が委員長推選により選任されました。

現在、住民の声として、議会は何をしているのかよく分からないと、こういう声がございします。この声をばねに、議会活性化に向けて取り組んでまいりたいと思います。私は、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力を頂きながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、議会改革特別委員会委員長 水谷久美子君。

○議会改革特別委員長（水谷久美子君） ただいまの休憩中に、全委員出席の下に議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私水谷久美子が指名推選により、副委員長には田中敏弘委員が委員長指名推選により選任されました。

議会が町の二代表制の一翼として町民の皆様の負託に応え、より身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿や全国的な議会改革の流れについて、さらに調査、研究を行い、皆様の御協力を頂きながら議会内部から改革を進められるよう、

鋭意努力する所存でございます。

以上、議会改革特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長に野村永一君。

○議会だより編集特別委員長（野村永一君） ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会だより編集特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私野村永一が指名推選により、副委員長には委員長指名推選により西脇康委員が選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、住民目線に立った読みやすく分かりやすい紙面づくりに鋭意努力いたす所存でございます。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 続きまして日程第24、同意第4号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 野村永一君の退場を求めます。

〔10番 野村永一君 退場〕

○議長（吉田太郎君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第4号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員 田中敏弘氏の辞任に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、住所、養老郡養老高田409番地、氏名、野村永一氏を後任の監査委員として選任するため、同意を求めるものでございます。

以上で同意第4号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

野村永一君の入場をお願いします。

〔10番 野村永一君 入場〕

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

次回の議会日程、運営審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回養老町議会臨時会を閉会いたします。長時間御苦労さまでございました。

（閉会時間 午後2時53分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月11日

議 長 長 澤 龍 夫

新議長 吉 田 太 郎

副議長 吉 田 太 郎

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博